

# ○沼田市市民協働によるまちづくり事業補助金交付要綱

平成19年3月29日

告示第55号

改正 平成20年3月28日告示第25号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市民と行政のパートナーシップにより魅力あるまちづくりを推進するため、地域の活性化に向けた市民の自主的な活動に対し交付する市民協働によるまちづくり事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第26号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、地域の活性化や課題解決を目的に、新たに取り組む事業や既存の活動を拡充する事業で、市民の自発的な参加によって行われる公益性のある事業とし、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 市民協働を進めていくために必要と認める事業
- (2) 沼田市のまちづくりに必要と認める事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 市の他の補助を受けている事業又は補助対象となる事業
- (2) 他の団体を補助する事業
- (3) 事業効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (4) 集会施設その他既存建物等の修繕を目的とした事業
- (5) 団体の運営を目的とする事業
- (6) 宗教的、政治的宣伝意図のある事業
- (7) 営利を目的とした事業
- (8) 当該事業に対する事業主体の経費負担のない事業
- (9) その他補助することが適当でないと認められる事業

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 5人以上の構成員を有し、その過半数が沼田市内に在住、在勤又は在学する市民活動団体であること。

- (2) 市内に活動拠点を有し、かつ、市内において活動を行っていること。

## (補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費は、当該事業に係る経費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助の対象としない。

- (1) 団体の経常的な運営維持管理経費
- (2) 団体の構成員に対する人件費、謝礼、飲食費、交通費及び宿泊費
- (3) 5万円以上の備品購入費
- (4) その他補助することが適当でないと認められる経費

## (補助期間)

第5条 この補助金の対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、継続が必要な場合は、連続して2年を限度として補助することができる。

### (補助率及び補助限度額)

第6条 補助率及び補助金の限度額は、次のとおりとする。

1年目 補助対象経費の2分の1以内とし、限度額は15万円とする。

2年目 補助対象経費の3分の1以内とし、限度額は10万円とする。

2 この補助金は、補助対象事業費10万円以上の規模を有する事業を交付対象とする。

### (事業の申請)

第7条 補助金を受けようとする団体は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 市民協働によるまちづくり事業計画書（別記様式第1号）

(2) 事業実施団体の概要（別記様式第2号）

(3) その他市長が必要と認める書類

### (補助事業の決定)

第8条 市長は、前条に規定する事業の申請内容を審査するため、市民協働事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、前条に規定する申請書類により審査するほか、必要に応じて提案説明を求め、その内容を審査し、結果を市長に報告するものとする。

3 市長は、審査委員会の審査結果に基づき、補助金交付事業を決定するものとする。

### (審査結果の公開)

第9条 市長は、前条の規定による事業の審査結果について公開するものとする。

### (審査委員会)

第10条 審査委員会は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、市民活動団体関係者、行政区等地域コミュニティ関係者、市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 前項に規定する委員は、自らが所属する市民活動団体の審査に参加することができない。

4 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

6 審査委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

7 委員長は、審査委員会を統括する。

8 前各項に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会が定める。

### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（沼田市市民実践参加型地域づくり・人づくり事業補助金交付要綱の廃止）

2 沼田市市民実践参加型地域づくり・人づくり事業補助金交付要綱（平成13年告示第22号）は、廃止する。

### 附 則（平成20年3月28日告示第25号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。